

1 畢者勸議トシテ、因西合若働知合ノ名ヲ利ノ用ニ準第ニ
ニハカケルニエレカ降知セラシメトノ意ヲ示ス

2 同日、關東合同労働組合ノ規約ヲ訂シ、之若ク降知シ
テ、高知第ニワリテ其ヲ速クヤ

3 十十百若ク、關西合同労働組合ノ降知理由ヲ簡潔
ニ記シテ降知スルニトニ決意。

4 〇組合同盟運動方針書、表ノ件、
菊川君ヲ中分位、書イテオレカ進ツテ有表ス

ルニトスルトテ執行委員令一任トシテ決

午後五時散会